

令和元年5月29日

各位

公立福生病院

院長 松山 健

今月22日の毎日新聞の朝刊において、透析治療を受けないことを選択し当院で他界された女性患者さんの件に関連して、当院があたかもご遺族からの診療記録の開示請求を不当に拒んでいるとの印象を与える報道がなされました。

当院に来院されている患者さんやそのご家族、近隣にお住まいの皆様をはじめ、多くの方々にご心配をおかけしたものとと思われます。

しかしながら、冒頭の事案に関し、当院が、遺族ご本人からの診療記録の開示請求に対して、開示を拒んだ事実は一切ありません。

当院では、厚生労働省の「診療情報の提供等に関する指針」に準じた指針を設けており、診療記録の開示のご要望があった場合には、同指針に基づいて適切に開示、ご提供しております。

なお、冒頭の事案は、市民団体の方が遺族代理人として開示請求（注）を行ったものですが、当院としてはこれに応じることはできないものでした。厚生労働省の「診療情報の提供等に関する指針」において、患者さんが他界されている場合には「診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。）とする。」とされており、“患者遺族から代理権を与えられた親族関係のない第三者”は含まれておりません。

また今回の報道では、当院が日本透析医学会の調査の際に、診療記録の一部を調査委員に示したことも問題とされております。

しかしながら、当院の診療が日本透析医学会の提言に反していたと報道で指摘された件について、日本透析医学会の調査委員に診療経過を説明する際、守秘義務を負っている者のみに対し、必要最小限の範囲で根拠を示すことは、何ら違法・不適切ではありません。むしろ、調査に適切に対応するためには、診療記録に基づいて説明することが必要であったと考えております。

加えて、既にご遺族から報道機関にご本人についての情報を提供されているにもかかわらず、一部の新聞報道の内容が事実と反しており、当院と医師があたかも不適切な医療を提供しているとの誤解を生み、当院に来院されている患者さんや近隣の医療機関や住民など多くの方々に多大なるご不安をおかけしたため、日本透析医学会の調査を通じてこれを払拭する必要もございました。

今回の報道では、患者遺族の代理人弁護士が当院に抗議したとされております。しかし同弁護士は、毎日新聞の記者の紹介で、患者遺族を名乗る人物と電話で話ただけということであり、少なくともその時点では、患者遺族と会ったこともなければ、委任状もまだ貰っていないとのことでした。そのため、当院としては、同弁護士が患者遺族の代理人であるか、患者遺族が本当に抗議をなしているのか、全く確認できませんでした。

当院としましては、日本透析医学会の調査結果を待ちつつ、今後とも、より良い医療を提供できるよう、職員全員で努めて参りたいと存じます。

(注) 遺族代理人である市民団体の方は、当院の設けた指針以外の手続で診療記録の開示を求めましたが、この手続の場合には亡くなった方の情報を開示することはできません。また、遺族ご本人から当院の設けた指針に従って開示請求をしていただければ、診療記録を開示できることも、当院職員から市民団体の方に説明しておりました。